

令和7年2月14日 14時00分

近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

大林道路株式会社

期間: 令和7年2月14日から令和7年3月13日まで(1ヶ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

大林道路(株)が建設業法の規定により監督処分(指示処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

契約課長 おおぎり大桐 あつひこ敦彦 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ早川 たかし健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 かとう加藤 ひであき英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ武田 ともみ知美 (内線 6313)

令和7年2月14日
近畿地方整備局

大林道路株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

大林道路株式会社は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、令和6年12月20日、関東地方整備局から監督処分(指示)を受けた。

2. 指名停止措置理由

大林道路株式会社が建設業法の規定により監督処分(指示処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：大林道路株式会社

東京都千代田区神田猿楽町2-8-8

代表取締役 黒川 修治

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年2月14日から令和7年3月13日まで(1ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)